
令和6年度第1回練馬区入札監視委員会

（令和6年7月19日（金）：午後2時00分～午後4時15分）

- 1 開催日時 令和6年7月19日（金）午後2時00分～午後4時15分
- 2 開催場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者
委員 委員、委員、委員
区 総務部長、経理用地課長、施設管理課長、施設整備第二課長、建築担当係長、
電気担当係長、機械担当係長、
道路公園課長、工事係長、街路灯係長、計画課長、
学務課長、学校施設課長、学校施設係長、学校整備担当係長、
子育て支援課長、放課後対策第一係長、放課後対策第二係長、学校給食係長
- 4 議事
 - (1) 前回議事概要の確認（資料1）
 - (2) 審議案件
令和5年度後期入札案件の参加資格設定経過等について
 - ・審議資料（抽出案件一覧）（資料2）
 - ・工事契約一覧（資料3）
 - ・物品契約一覧（資料4）
 - ・委託等契約一覧（資料5）
 - ・設計・測量等契約一覧（資料6）
 - (3) 報告事項
令和5年度後期入札・契約手続きの運用状況の報告について（資料7、8、9）
 - ・令和5年度後期契約件数等（資料7）
 - ・令和5年度工事等の入札不調一覧（資料8）
 - ・指名停止措置等について（資料9）
 - (4) その他
次回開催日程について
- 5 会議の内容

（委員）

少し早いが、皆様そろわれたので始めるが、よろしいか。
それでは、ただいまから令和6年度第1回入札監視委員会を開催する。
本日の進め方は、手元の次第に沿って進めるが、よろしいか。

（異議なし）

（委員）

それでは、次第に沿って進めたい。

<前回議事概要>

(委員)

初めに、令和5年度第2回の本委員会議事概要についてご確認をお願いする。
議事概要のホームページでの公表の取扱いについて、事務局から説明をお願いする。

(事務局)

議事概要のホームページでの公表の取扱いについて、説明する。
従来から、発言内容のうち、新規案件の抽出理由、事業者の個別情報に関わる場所、
予定価格非公表の案件における予定価格、落札率、積算方法など、今後の契約事務の執行
方針に関わる部分は非公開としている。
また、各委員の発言の場所について、各委員の名前についても従前どおり記載せず、
「委員」のみ記載する。

(委員)

議事概要について、何かあるか。
特にないようであれば、議事概要の4ページ目と28ページ目で、具体的に他の市町村の
名前が出ている箇所は削除した方がよいかと思うが、そのあたりの対応をお願いする。

(事務局)

対応する。

(委員)

それでは、修正した上で、ホームページへの掲載をお願いする。

<審議>

●案件1～9 案件抽出理由について
当番委員が抽出理由を説明

(委員)

では、次に、審議案件に入る。
令和5年度後期入札案件の抽出については、資料2に抽出案件の一覧が用意されている。
それでは、当番委員の菊地委員から、抽出理由のご説明をお願いする。

(委員)

本日のそれぞれの抽出理由をまず説明する。
一覧の番号1が、工事一般11などである。
ここに件名として挙げてあるもの複数件は、契約金額が高額であること、それが一つ。
それから複数案件だが、それぞれ別の案件で契約者も異なるにもかかわらず、ほぼ落札
率が共通している。なぜ落札率がそのように近いところになるのかということ、どうも

不自然ではないのかということ、その経過を知りたいということで抽出した。

番号の一覧の2番、工事一般23、その他である。

毎回の指摘で大変恐縮であるが、道路に関する工事に関しては、内容が舗装であろうと街路灯の電気工事であろうと、落札率がほぼ毎回88%から90%程度に収まっていると理解している。

現状、資材高あるいは人件費高に各社苦しみ、それを吸収できている企業、そうでない企業等、様々あるかと思う。一部上場道路会社などは非常に好景気というところもあると聞いている。

そのような経済状況にもかかわらず、このように毎回落札率にほぼ変動がなく、ほぼ自動的にこのような落札率で契約者が決まっているのではないかと思われ、そうであるとすると、一般競争入札を行う意味がないのではないかと疑問を感じざるを得ない。

なぜ、毎回こうなるのかということを含め今までもご教示いただいているが、今一度、ご教示いただきたい。

何らかの合意なり、この数字で落とせば自分が落とせるという申合せなり何なりというようなものがあるのではないのか、どうなのか。この数字を、例えば一般の練馬区民の方がこれを見たら、どうしてこうなるのかということに疑問を持たれる方が非常に多かろうと思う。

入札監視委員会で毎回それを通してしまっているということでご批判いただくようなことにもなりかねないと思う。この辺が、なぜそうなっているのかご説明いただければと思い、抽出した。

3番、工事希望の3、交通安全施設整備などである。

これも先ほどと同様、契約者が異なる別々の入札で、先ほど触れた経済状況の背景があるにもかかわらず、落札率ほぼ差がない。それはなぜなのかという疑問が生じているので、抽出した。

4番、工事の特随5、街路灯の修繕工事。

これが、なぜ随意契約となったのかという理由が知りたくて、抽出した。

他の工事で、緊急対策とされているようなものなどが随意契約というのは、緊急という要件が満たされれば納得できる場所であるが、本件が緊急性などを随意契約とする理由があるのかどうなのか。契約時期から履行期間まで、さほど、緊急とされているのかどうなのかということを見て、どうもすぐに理解できないというようなところがあり、抽出した。

5番、工事特随20、幼稚園の防犯カメラの設置などである。

これも、なぜ随意契約となったのか。防犯カメラの設置なので、特段、直ちにやらなければいけない、入札ができないというような緊急性があるのかどうなのか疑問となり、抽出した。

6番、工事特随18、小学校の教室等の改修工事である。

これも随意契約となった理由について知りたいということで、抽出した。

工事期間などからしても、この契約はもう少し遅らせて春休みに行った方がいいのではないのかという疑問が生じた。

その次、7番、委託契約の特随4、小学校の仮設倉庫の賃貸借契約である。

これも、契約期間、履行期間などからして、様々な緊急性は見受けられないのではないのか。対象物も、特段個性のあるものではないにもかかわらず随意契約となった経緯が知りたくて抽出した。

8番、委託契約の特随32、学童、ねりっこクラブの運營業務委託に伴う準備業務。

これらの準備とは何なのか。決して安くはない金額で契約されているところで、その内容についてご教示いただきたくて抽出した。

それから、9番、物品契約の一般の複数の契約である。

例えば、物品の一般2、練馬区立小学校の給食調理用備品の購入（その1）だが、契約者は泉幸工業である。例えば、この会社のホームページを見てみると、まず業務内容で会社概要に出ているのは管工事の会社である。

主な対応工事としては管工事ということで、ホームページに出ているのは冷暖房設備工事、空調設備工事、給水給湯設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、浄化槽の工事となっている。この会社が、なぜ学校の給食で使う調理用備品—備品なので何なのか分からないが、この契約の相手方になっているのか、これが疑問で抽出した。

他の会社に関しても、例えば物品一般10のケイズエンタープライズだが、これも学校給食調理用品備品ということになっているが、このケイズエンタープライズの事業内容を見てみると、カーペット、椅子などの洗浄、清掃となっている。外壁、石床の洗浄、環境事業部門ということで、清掃、除菌、消臭、建物清掃部門ということで、建物の清掃作業など。あと、除菌、抗菌処理部門、その他エアコン清掃部門とか、どうしてこれが給食の調理用品の備品の購入の相手になるのか。こういう備品の供給能力があるのかどうなのか疑問になった。

うがった見方をすると、この会社はダミーで、他の別の会社が裏でやっているのではないかという疑念すら出てくる場所である。

以上である。

（委員）

では、この後の審議の進め方だが、案件ごとに審議をいただきたい。案件ごとに事務局から経緯等について説明していただき、その後、各委員より質疑、意見などをいただきたい。

それでは、最初の案件について事務局から説明をお願いします。

【案件1】

新たな小中一貫教育校校舎等改築工事

（事務局）

まず、資料の取扱いについて説明する。

資料については、非公表にしている情報、予定価格などがあるため、委員会終了後、資料については事務局で回収することについて、あらかじめご了承をお願いします。

また、所管課の皆様についても、それぞれの審議が終わり退出される際には、席上の資

料は持ち帰らないようお願いする。

所管課の方々には、録音の都合上、発言が終わった際はマイクを一旦お切りする形でお願いする。

新規案件1番、新たな小中一貫教育校校舎等改築工事について、説明する。

資料2-1、1ページ目をお願いする。

審議案件の1番「新たな小中一貫教育校校舎等改築工事」についてである。関連している工事として機械設備工事、電気設備工事、昇降機設備工事がそれぞれある。

本件は、小竹地域における過少規模の解消、施設の老朽化、小中一貫教育の推進など複合的な課題を解決するため、旭丘小・中学校を新たな小中一貫教育校とする改築工事を行うものである。

なお、本件は昇降機工事を除き、いずれも予定価格が1億8千万円を超えるため議会の議決を要する工事案件となっている。

まず、新たな小中一貫教育校校舎等改築工事（建築工事）の入札結果について説明する。

1ページ、公告書「5入札参加条件」をご覧ください。

本件は、高額な建築工事であることから、一定の条件を満たす任意の3者を構成員とする建設共同企業体（JV）による制限付き一般競争入札を行った。

第一順位者は、共同運営格付がAランクの区内事業者または共同運営格付けがAランク50位までの区外事業者、第二順位者は共同運営格付けがAまたはBランクの区内事業者、第三順位者は共同運営格付けがBまたはCランクの区内事業者であることなどを入札の参加条件としている。

工事の内容は3ページ、項目27の工事概要欄に記載のとおり校舎および付帯施設の改築工事、外構・植栽・校庭整備工事等となっている。

5ページ、入札（見積）経過調書詳細（工事）をご覧ください。

入札には、4者から応募があったが、2者が辞退、応札した2者のうち、立花・太平・増島建設共同企業体が56億2,360万円、税込み61億8,596万円、落札率93.4%で落札した。

続いて、機械設備工事の入札結果について説明する。

19ページ、公告書「5入札参加資格」をご覧ください。

本件は、高額な機械設備工事であることから、一定の条件を満たす任意の2者を構成員とする建設共同企業体（JV）による制限付き一般競争入札を行った。

第一順位者は、共同運営格付がAランクの区内事業者または共同運営格付けがAランク100位までの区外事業者、第二順位者は共同運営格付けがAまたはBランクの区内事業者であることなどを入札の参加条件としている。

工事の内容は21ページ、項目27の工事概要欄に記載のとおり改築工事に伴う機械設備工事で、空気調和設備工事、換気設備工事等となっている。

23ページ、入札（見積）経過調書詳細（工事）をご覧ください。

入札には、4者から応募があったが、1者が辞退、1者が最低制限価格未満で、最低制限価格以上で応札した2者のうち、山幸・田中建設共同企業体が9億3,593万3,000円、税込み10億2,952万6,300円、落札率93.23%で落札した。

続いて、「電気設備工事」の入札結果について説明する。

37 ページ、公告書の項目「5 入札参加資格」をご覧ください。

本件は、高額な電気工事であることから、一定の条件を満たす任意の2者を構成員とする建設共同企業体（JV）による制限付き一般競争入札を行った。

第一順位者は、共同運営格付がAランクの区内事業者または共同運営格付けがAランク100位までの区外事業者、第二順位者は共同運営格付けがAまたはBランクの区内事業者であることなどを入札の参加条件としている。

工事の内容は39 ページ、項目27の工事概要欄に記載のとおり改築工事を伴う電気設備工事で、幹線設備・動力設備・電灯設備工事等となっている。

41 ページ、入札（見積）経過調書詳細（工事）をご覧ください。

入札には、5者から応募があった。2者が辞退し、応札した3者のうち、菊池・パイロットエンジニアリング建設共同企業体が5億9,924万3,000円、税込み6億5,916万7,300円、落札率93.04%で落札した。

最後に、「昇降機設備工事」の入札結果について説明する。

55 ページ、公告書の項目「5 入札参加条件」をご覧ください。

本件は、対象業種である「エレベーター」の共同運営格付順位を有していることを参加条件とし、制限付き一般競争入札を行った。

工事の内容は56 ページ、項目27の工事概要欄に記載のとおり改築工事を伴う昇降機設備工事で、北・南それぞれの校舎に1台昇降機を設置するものである。

57 ページ、入札（見積）経過調書詳細（工事）をご覧ください。

入札には、4者から応募があり、2者が辞退し、応札した2者のうち、中央エレベーター工業株式会社が9,948万円、税込み1億942万8,000円、落札率92.38%で落札した。

まず、抽出理由について説明する。

抽出理由は契約金額が高額であること、それぞれ別の案件で契約者が異なるにもかかわらず落札率もほぼ共通していることは極めて不自然であるため、抽出したとのことである。

まず、契約金額が高額であることについてである。

3 ページ公告書に記載している項目27 工事概要を改めてご覧ください。

(5)に記載しているが、本件は、延べ面積1万4,875.16㎡であり、直近で改築工事を行った学校の延べ面積が、平均で1校あたり7498.5㎡であることと比較すると約2校分の規模となっている。その結果、予定価格も高額なものとなった。

なお、本件は、東京都積算基準に基づいて予定価格を積算しており、予定価格については妥当に積算されているものと考えている。

次に、それぞれ別の案件で契約者が異なるにもかかわらず落札率もほぼ共通していることは極めて不自然であるという点について説明する。

本件については、予定価格を事前公表している案件であり、入札参加者は過去の案件から最低制限価格を類推し応札しているものと思われる。

また、入札にあたって算出した最低制限価格の割合は、建築工事、機械工事、電気工事がおおむね●%、昇降機が●%と最低制限価格の割合が近似していたという事情がある。

今回の案件はいずれも高額の案件であることから、参加事業者は積極的な受注を狙い、結果として最低制限価格付近で応札した事業者が落札したことにより、各工事の落札率が近似値となったものと推測している。

説明は以上である。

（委員）

こちらについて、何かご質問などは追加であるか。

（委員）

そうすると、最低制限価格の類推から、それを少し上回るころぐらいという方針が落札率の接近をもたらしている主な理由だと理解すればいいのか。

（事務局）

本件は予定価格を事前公表している。積算の基になる金額が入っていない内訳書なども提示している。そのため、事業者はまず内訳書を見て積算を行い、予定価格と自社の積算がすり合っているかどうかを確認する形になろうかと思っている。

そのうちに、練馬区については中央公契連モデルを使って最低制限価格を設定していると公表しているため、最低制限価格はどの辺りで引かれているかという推測をその計算式を基に試算し、この価格であれば受注が見込まれるであろうという数字で応札したのではないかと推測している。

（委員）

他に意見または質問はあるか。

（委員）

今の説明を聞く限りは、予定価格を公表しており、最低制限価格を推定されてしまうため、最低制限価格に近い金額になるという話である。その場合、最低制限価格を例えば●%とか●%など、そのような割合で設定しているのか。予定価格を公表し、最低制限価格を●%と●%で設定しているとした場合、最低制限価格が高いのではないかと疑問を抱くが、その点についてはどうか。

（事務局）

最低制限価格は、先ほど説明したとおり建築電気工事については●%、昇降機については●%で設定している。

これは、予定価格として設計で積み上がった金額を基に中央公契連モデルに基づく割合を乗じて算出するという方法で行っている。算出した結果、今回の数値になったところである。

（委員）

説明は大変もっともらしいが、そこまでやってしまうと、●●委員が言われている入札の意味があまりないのではないか。ダイナミックさがなくなっており、予定価格を公表して最低制限価格を●%か●%で積算すれば、概ね分かってしまうということであり。これまでの説明を聞く中で、入札している意味は何なのかと正直に言うとそのように思えて

しまう。そのあたりはどうか。

（経理用地課長）

私どもが最低制限価格を設定しているのはダンピング防止が目的で、昨今はダンピングを許してしまうと、例えば人件費に跳ね返ってしまうという、とりわけ下請け業者など弱いところにしわ寄せが行くというような課題があって最低制限価格を設定している。

事業者としては、予定価格と最低制限価格の間が有効の価格になるため、その範囲で自分たちの利益を適切に確保し、どのように仕事を進めていくかという判断をし、応札しているというのが今の入札の状況となっている。

案件により、非常に人気の高いものもあれば、なかなか決まらないものもある。今回の例では、人気が高く、大規模な工事ということで、最低制限価格付近まで価格を下げた事業者が落札した。今回の建築工事を例にすると、2番手はもう少し高い金額を入れている。機械工事の23ページの入札結果を見ると、3番手は最低制限価格を割っている。要は事業者が最低制限価格を見誤ったのか分からないが、そういった状況にもあるということで、必ずしも入札が成立していないということではないと認識している。

（委員）

確かに分からなくもないが、先ほどの説明だとダンピングという話があり、ダンピングをすることによって、そこで働く労働者の賃金に影響を与えることになる。それはそのとおりと思うが、その話をし始めると、公契約条例みたいな話で、一方では労働者の賃金を落とさないための公契約条例みたいな議論が出てくる。

賃金の話と入札の話と、両方を適切に行うという理屈は分からなくはないが、物事が複雑になってしまうということが正直な感想である。

（総務部長）

我々も、競争性の確保についてはこれからも考えていこうと思うが、そもそも入札制度というのは、業者の公正な競争によって予算を効率的に執行していくものである。落札率でいうと93%は、●●委員の見立てだと少し高いのではないかということだと思うが、新たな小中一貫教育校校舎改築工事の例で見ると、契約差金は約4億3千万円となり、予算を効率的に執行したことになる。

入札の目的としては達成されているというのが我々の見立てである。ただし、客観的に見たときに、これで競争原理が働いているのかどうかについては様々な見方があるため、我々も、他の自治体の状況などを見ながら、公正さについては引き続き確保していきたいと思う。本委員会の開催もその取組の一つだと思う。

（委員）

最低制限価格に精通している業者であれば、最低制限価格が概ね幾らかというのは類推できてしまう。例えば5ページの校舎の改築工事の入札（見積）経過調書詳細（工事）を見ると、入札価格は56億円と59億円となっている。3億円ほどの差があるため、2番手の菊地・練馬・梶山建設共同企業体としては、自者よりも有利な条件でもう1者応札してい

る可能性は当然あるだろうと予測しているのではないのか。59億円という価格で入札した段階で、自者が取れないのが分かっているのではないのか。推測し過ぎかもしれないが、あえてそうしているのではないのか。

23ページの入札（見積）経過調書詳細（工事）でも、同じく入札金額に少し差がある。2番目の泉幸・サーマル建設共同企業体は最低制限価格を少々上回っているということで、他の事業者が落札する可能性をある程度認識しながら応札しているのではないのか。

それに対して、41ページの入札（見積）経過調書詳細（工事）では非常に僅差で3つの共同企業体が応札しており、入札制度本来の競争性が働いている。

そのため、推測し過ぎかもしれないが、41ページ以外の2つの案件は、何らかのストーリーに基づいて1者が落札しているということを推測してしまう。

先ほども話が出たとおり、最低制限価格がある程度推測できる現状であると仮定した場合、予定価格を公表しないという方法をとることで、実効性のある入札にするという選択肢もあると思う。そのあたりの対応は何か検討の余地があるのか。

（事務局）

ご指摘は積算を行う際に、最低ラインはこの辺であろうと推測できるということだが、内訳自体は、直接工事費や共通仮設費、様々な項目に分かれている。それらの項目は、実際に事業者が積算する際に変わってくる部分があると考えている。

そのため、事業者が導き出した最低制限価格は、おのずと事業者間で異なることは十分考えられる。2番札の事業者と価格が離れている状況をもって、直ちに調整なりが行われているのかと考えた場合、そういうことは言えないと思っている。

次に予定価格の公表の点である。予定価格を事前公表することによって、希望申請の際に、事業者が請け負える金額の範囲内であるかどうかを判断する要素にできるというメリットがあると考えている。

ただし、委員からご指摘いただいたように、予定価格を事前公表することによってどのような弊害が生じてくるのかということは、今後も大型の案件、落札率の動向などを注視しながら、どのような対応をとれるか検討すべき課題にあると考えている。

（委員）

他にないようであれば、この件に関しては適正に執行されている。

ただし、客観的に見て疑問が生じるようなこともあり得るため、引き続き契約の適正化に努めていただきたいということで、結論づける。

【案件2】

道路維持（舗装側溝）工事（その9）（単価契約）

（事務局）

資料2-2をお願いします。

審議案件2番、道路維持（舗装側溝）工事（その9）についてである。類似の案件とし

て道路維持（舗装側溝）工事の（その10～12）の単価契約、道路新設整備工事（単価契約）、道路維持（緊急対策）工事（その1）の単価契約、街路灯省エネルギー化改修工事（その5～その7）、路面改良工事（その1、3、5、6、8～15）がある。

まず、工事の内容について簡単に説明する。

道路維持（舗装側溝）工事は、道路の舗装や側溝等の補修を中心とした357工種の単価契約である。

道路新設整備工事は、道路の舗装や側溝の整備を中心とした432工種の単価契約、道路維持（緊急対策）工事は、道路の舗装や側溝等の補修を中心とした337工種の単価契約である。

路面改良工事は、路面の損傷個所の道路舗装に合わせて雨水枡取付管等の道路陥没対策を行う工事であり、総価契約の工事である。

街路灯省エネルギー化改修工事は、蛍光灯型街路灯をLED型街路灯へ取り換える工事で総価契約の工事である。

道路維持（舗装側溝）工事その9の入札結果について説明する。

1ページ、公告書「5入札参加条件」をご覧いただきたい。

本件は、推定限度額が5,000万円以上1億円未満の道路舗装工事であったため、練馬区建設等工事の入札参加資格等に関する要綱に基づき、共同運営格付がA・B・Cランクの区内事業者を対象に一般競争入札を行った。

裏面2ページ、項目27工事概要をご覧いただきたい。冒頭で簡単に申し上げたが、357工種による単価契約の案件である。

3ページ、入札（見積）経過調書詳細（工事）をご覧いただきたい。

入札には、20者から応募があったが、1者が辞退、3者が無効、1者が最低制限価格未満で失格になった。最低制限価格以上で応札した15者のうち、最上建設株式会社が7,540万円、落札率●%で落札した。

次に抽出理由について、説明する。

抽出理由は「道路に関する工事に関しては、その内容が舗装であろうと街路灯の電気工事であろうと落札率は毎回ほぼ●%から●%程度に収まっている。現状資材高、人件費だけに各社苦しみそれを吸収できている企業、そうでない企業と様々である。そのような経済状況にも拘わらず、上記のとおり毎回落札率にほぼ変動がなく、自動的に上記落札率で契約者が決まるのでは一般競争入札を行う意味がない。なぜこうなるのかの理由を今一度ご教示いただきたい。」とのことである。

まず、単価契約で行っている道路維持（舗装側溝）工事、道路新設整備工事（単価契約）、道路維持（緊急対策）工事につきましては、予定工種の単価合計金額にて入札を行うものである。道路維持（舗装側溝）工事については先ほど申し上げたとおり20者、道路新設整備工事については14者、道路維持（緊急対策）工事については14者応募している人気の高い工事となっている。

例年の説明となっているが、人気が高い工事であるため、各社が推測した最低制限価格付近での落札となり、落札率が接近する結果となっている。

次に、各社の経済状況によりといった点であるが、3ページの道路維持工事について、落札をした最上建設株式会社と最も高額な価格を入れた事業者の富士川工業では金額では

約145万円、率にして約2%の差が生じているという点において、各社の状況などに応じた応札が行われていると考えている。

次に、総価契約で行っている工事について説明する。

路面改良工事であるが、こちらは案件により異なるが、71ページに添付しているその1の案件で最多の26者、91ページに添付しているその5の案件は総合評価で行っており最少の6者の申込みがあった。

53ページ、街路灯省エネルギー改修工事も19者から20者の申込みがあり、かなり人気の高い工事であり、先ほどと同様の説明となるが、各社が推測した最低制限価格付近の落札となり、落札率が接近する結果となった。

最後に最低制限価格の設定について説明する。

最低制限価格の設定について、先ほども簡単に触れたが、練馬区は「中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」を用いて最低制限価格を設定している。最低制限価格の設定の趣旨は、ダンピングによる品質の低下や下請業者等へのしわよせを防止するために行っているものである。

具体的には、工事設計書の各項目に割合を乗じて算出しており、今回の単価契約では約●%から約●%、総価契約の案件では約●%から約●%の間で設定している。

なお、令和5年4月1日に最低制限価格の算出方法、公契連モデルが変わったことから、令和5年4月1日以降に公告する案件から変更を行っている。

最後となったが、類似案件の公告および入札（見積）経過調書詳細（工事）は、道路維持舗装側溝が1ページから25ページ、道路新設整備工事が27ページから40ページ、道路維持（緊急対策）が41ページから50ページ、街路灯省エネルギー化改修工事が51ページ68ページ、路面改良工事は69ページから127ページに添付しているため、確認いただければと思う。

説明は以上である。

（委員）

いずれも最低制限未満で失格が出ていることから、受注した事業者は、最低制限価格付近で落札したという理解で良いか。

（事務局）

最低制限価格に近い金額での落札になっているかと思う。

（委員）

他に質問などがあれば、お願いします。

（委員）

今の説明の中で、人気が高い工事があるという説明をいただいたが、逆に考えれば、人気が高い工事であるならば、少しぐらい高い価格で入札しても何とか落札したいと考える事業者が出てきてもおかしくないと思う。今、拝見した資料では、非常に入札金額が接近しており、かつ、8者程度がくじで決まっている案件がある。入札価格が接近していると

いう状況から考察すると、人気が高いということとは違う状況があると思うが、そのあたりはどう考えるか。

（事務局）

本件は人気が高い案件のため、事業者が受注を検討した場合、最低制限価格を推測したうえで入札すると考えている。事業者は積算の技術などを磨いており、おのずと想定した最低制限価格付近に入札価格が集中する。その結果、落札率も近似するということが実情である。事業者としては、積算した価格から金額を上げた場合、受注できない可能性が高まるため、最低制限価格付近での入札になると考えている。

（委員）

他に質問などはあるか。

（委員）

今回いただいた資料は、このような場で見えていた資料と少し違うような印象を受ける。要するに、同額での入札が複数あり、くじで落札が決まる状況もあるが、このような入札経緯は間々あるのか。

（事務局）

くじで落札事業者が決まるケースが間々あるのかということであるが、全体的な数字の中からいくと、それほど多く発生していない。

ただし、各社が積算して、最低制限価格などをこれまでの知見や公契連モデルを基に推測した数字は、精度が上がれば上がるほど、入札金額が最低制限価格付近に集中することになる。そのため、全体の工事価格が積算しやすいような工種が少ない案件ではくじとなることもある。

令和4年7月の入札監視委員会時に抽出いただいた案件でも街路灯の関係だったかと記憶しているが、そのときもくじで落札事業者が決まることについて指摘を受けている。その際の案件についても比較的工種が少ない内容だった。

（委員）

他にはいかがか。

今回の落札率●%ということで、1番の案件に比べると最低制限価格が低かったということか。

（事務局）

今回の単価契約の案件は●%から●%の間で設定している。

（委員）

それは、モデル計算式があつてのことか。

（事務局）

単価契約についても、モデルの単価を設定し、最低制限価格を算出している。

（委員）

毎回、落札率にもほぼ変動がないという抽出理由だが、何か追加で質問などはあるか。

（委員）

今のところはない。

（委員）

この案件についても、適正に執行されるということで結論づける。

【案件3】

交通安全施設整備（道路付属物）工事（その5）（単価契約）

（事務局）

資料2-3をお願いする。

審議案件3番、交通安全施設整備（道路付属物）工事（その5）である。同様の案件としてその6からその8がある。

本件は、道路における交通安全および円滑な交通処理を図るため、ガードパイプ等の交通安全施設の整備、補修を中心とした小規模な工事を単価契約により行っているものである。

まず、交通安全施設整備（道路付属物）工事（その5）の入札結果について説明する。

1ページ、公告書「5入札参加条件」をご覧いただきたい。

本件は、推定限度額が1000万円未満の工事であったため、道路標識設置の業種に入札参加資格を有する区内事業者を対象に、希望制指名競争入札を行った。

工事の内容は裏面2ページ、項目26工事概要欄に記載のとおり単価契約として148工種の内容となっている

3ページ、入札（見積）経過調書詳細（工事）をご覧いただきたい。

入札では、12者から応募があり、2者が辞退、2者が不参、1者が最低制限価格未満で失格になった。最低制限価格以上で応募した常陸建設株式会社が1,330万円、落札率●%で落札した。

なお、類似案件のその6から8については、落札率がその6が●%、その7が●%、その8が●%である。なお、落札率については、資料3の19ページ、中ほどの4から6に記載している。

抽出理由は、各契約者が異なる別々の入札であるにも関わらず、また、審議案件2番で指摘したとおり、経済状況の背景があるにもかかわらず、道路関連工事では落札率にほぼ差がないことは不自然であるとのことである。

先ほどの案件と同様の説明となるが、例年、人気のある工事であることから、各社がこ

れまでの入札状況を分析した結果、各社が推測した最低制限価格付近の特定の価格に入札額が集中することがある。

1 ページの公告書をご覧ください。上段、「注意事項」に記載しているが、本件は一度入札不調となっている。不調の内容は、全者最低制限価格未満で失格となったためである。不調により再度入札を行ったことから例年どおり人気がある案件であると考え。

このことから、各社が新たに推測した最低制限価格付近に応札が集中する結果となり、落札率が近似値になったものとする。

類似の案件について、公告書および入札（見積）経過調書詳細（工事）を 11 ページから 21 ページに添付しているため、確認いただきたい。

説明は以上である。

（委員）

これは一度、全者失格になったということだが、その場合は予定価格ないし最低制限価格を変更せず、改めて札を入れてもらうのか、あるいは金額は変更するのか。

（事務局）

この案件については、対象の工期を変更し、内容についても見直した上で再度入札を行った。

（委員）

工事の内容を見直したということか。

（事務局）

予定価格について、単価の変動等を踏まえて修正している。

（委員）

この件に関して、何か質問などがあつたらお願いします。

（委員）

もう 1 回確認したい。全者失格となった理由は何か。

（事務局）

1 回目の入札不調は、全者が最低制限価格未満の価格で応札したことが理由である。

（委員）

これまでの説明を通じて、事業者がかなり正確に最低制限価格を推定し、それに基づいて応札すると理解していたが、全者が最低制限価格未満という事態が生ずるといった状況は理解が難しい。何か思い当たる原因はあるのか。全者が最低制限価格の推定を見誤るといった状況に関して、不自然な印象を受ける。

（事務局）

案件2のときに説明したが、令和5年4月1日以降に公告する案件から、最低制限価格の算出を改めている。そのため、事業者がこれまでの経験から推測していた最低制限価格が今回設定した最低制限価格と乖離したということが要因と考えている。

（委員）

●●委員は何か質問、意見はあるか。

（委員）

1回目の入札は、何者ぐらい応札したのか。

（事務局）

1回目は、1者が辞退、8者が応札している。

（委員）

2回目は、1回目の入札時と同じ事業者が応札したのか。

（事務局）

数者程度入れ替わりがあったが、1回目に応札した事業者は2回目も応札している。

（委員）

他に何か質問などあるか。

（委員）

1点確認したい。最低制限価格の算出を変えたことにより、全者が最低制限価格未滿で失格となったということである。最低制限価格が上がったとの理解で良いのか。

（事務局）

最低制限価格の線をどこに引いたのか、その率が上がったか下がったかということであるが、今回の案件に関していえば、1回目と2回目で、最低制限価格の設定は変更していない。ただし、令和5年度に同様の工事を行った際の算出率と今回を比較した場合、算出率については変更している。

（委員）

くじで事業者が決まっているケースが多々ある。例えば、くじ、あるいは、最低価格で工事を受注した事業者は、別の案件でくじを引く際に、受注制限といった配慮はされているか。

（事務局）

くじ引きの結果で受注制限という対応はしていない。一方、同時期に行う同種の工事に

については、工事の品質などを確保する観点から1者で多くの案件を受注した場合、品質が確保できないという懸念がある。そのため、工期が重なる案件には受注制限を設定している。

今回、抽出されている案件を例に説明する。その5からその8の案件のうち、1件受注した場合、次の案件の開札時には、既落札事業者の応札は無効という形で処理している。

（委員）

他の案件もそうだが、落札率が近似している現状では、実質的に一般競争入札という意味が相当程度失われてきているのではないのか。

そのような現状に対して、行政として、例えば契約金額を公表しないといった対応を通じて、入札を実質的に意義あるものにするため、何かしらの方策を検討する意向はあるか。

（事務局）

この件に関しては令和4年7月のときにも指摘をいただいている。そのため、他区の状況を確認した経緯がある。

各区とも、最低制限価格とか落札率は非公表のところが多いため、全てを把握している状況ではない。そのような中、落札率などに関して回答していただいた区は、当区で発注しているように履行箇所を分けて公告等している案件については落札率が非常に近似している状況があった。

事務局として、現在の状況および指摘をいただいた点について、引き続き注視しながら必要な方策を検討していく。

（委員）

お願いします。

（総務部長）

予定価格の公表に関する考え方について説明する。以前は予定価格を非公表としていた。非公表とすることで汚職などのリスクが生じること、入札の透明性を高めるという観点から予定価格の公表に変更した経緯がある。競争性をより高めるために、予定価格を非公表にすることについては慎重に判断すべきと考える。

最低制限価格の設定により、適正な入札により事業者間での競争が行われているため、落札率が下がっているとの認識である。

（委員）

入札価格を見ると、数万円の差で何者も競合する状況が生じている。

また、入札に関してコンサルタントを活用する場合があります、案件によっては全者が同じ結論が出る場合もある。

私は、●●しているが、顧客が入札価格で1万円の差で受注できなかった話や最低制限価格未満で失格となった話を聞くと、非常に近似した価格に応札が集中する点について自分では納得するところがある。一方、数字のみを見た第三者が違和感を与える場合がある

と思う。

入札に関して知識が少ない第三者の質問に適切に回答できるよう、総務部として検討を進める方がいいのではないかと感じている。

他に質問などがなければ、この案件についても適正に執行されているということで、結論づける。

【案件4】

街路灯修繕工事（その3）（単価契約）

（事務局）

資料2-4をお願いします。

審議案件4番、街路灯修繕工事（その3）（単価契約）についてである。

本件は夜間における交通安全、歩行者の安全確保および犯罪防止のため、区内全域にある街路灯の維持、補修を行うものである。ランプ取替工など、64の工種を設定し、単価設定して契約している。

1ページ、特命随契見積調書をご覧いただきたい。

本件は、東京都電気工事工業組合練馬地区本部と特命随意契約を行っている。

次に、抽出理由について説明する。随意契約となった理由が不明である、工事一般45の道路維持工事は緊急対策とされているが、本件と契約時期から履行期間までさほど変わらないにもかかわらず、入札が行われているとのことである。

まず、随意契約になった理由について説明する。

3ページ、業者指定理由書をご覧いただきたい。

区内には街路灯が約4万5,800基設置されており、1者での早急な対応が極めて困難な状況であると記載してある。

本件については、街路灯の修繕であり、最小の単位では特定の街路灯の特定の部品を交換するということが想定される工事である。また、街路灯の不点灯などの不具合の発生を想定することは難しく、同時期に区内の複数箇所でも発生することも想定される。

街路灯の不点灯については夜間の交通安全の確保および犯罪の防止に重要な要素であるところから、小規模かつ点在する工事箇所を迅速に修繕する必要がある。

そのため、1者では対応が困難である。このような事情が自治法施行令167条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適さないものである。このことから、電気設備工事を施工可能な事業者38社が加盟する東京都電気工事工業組合練馬地区本部と特命随意契約を締結している。

次に、工事一般45の道路維持工事や緊急対策とされているが、本件と契約時期から履行期間までさほど変わらないにもかかわらず入札が行われているのはどういうことかという抽出理由について説明する。

街路灯修繕工事については、夜間における交通安全および歩行者の安全確保および犯罪の防止を目的としており、原則、工事指示の当日もしくは翌日に工事の完了を求めている。1日の工事件数が平均20件以上あり、常に複数の事業者が同時対応しているような状況で

ある。

一方、指摘いただいた工事一般45の道路維持緊急対策工事は、案件2番の道路緊急対策工事と同じく、道路の舗装や側溝の補修を中心としているものである。補正予算での発注案件は緊急対策と表記しており、性質上の緊急性とは異なるものとなっている。

この工事についても、一定の即応性は求めているが、工事の対象や工種により対応期間が異なっている。そのため、単独の事業者で施工が可能と判断し、入札を行っている。

詳細な工事の内容については7ページから15ページに街路灯修繕工事の工事内容説明書を添付しているので、ご覧いただきたい。

説明は以上である。

（委員）

説明の中で言及があったが、実際に出動する件数というのは1日20件ある。緊急の修繕工事の出動件数はどの程度となっているか。

（街路灯係長）

出動件数は、平均20件程度となっている。ランプの交換等が一番多く発生している。

（委員）

他に質問などはあるか。

（委員）

街路灯に関する事業者との契約は、設置およびメンテナンスといった仕様で当初の契約に盛り込んでいないのか。例えば、電球が切れた際は交換するという工事を含めての契約ではなく、修繕の必要性が発生する度に契約を交わし修繕してもらうのか。契約内容を教えていただきたい。

（街路灯係長）

街路灯修繕工事は単価契約のため、ひと現場ずつの作業で完結している。例えば、器具を設置する作業の場合、器具を設置して終了となる。ランプの故障、漏電が発生した場合も、毎回連絡して対応を指示している。

（委員）

電気が消えて暗くなれば治安上の問題が生じ、かつ危険であるということで緊急性が発生すると思う。その都度の契約より最初に契約し、何かしらの支障が生じた際に、この期間はこの値段で、できる範囲で工事してもらうという契約にならないのか。

（事務局）

補足して説明する。本件は単価契約であり、事業者が工事に対応する期間を設定し、各工種の金額を定めて契約しているものである。

契約期間中は、契約書とその都度交わすということではなく、単価契約を基に作業指示

を行い、施工後は、施工完了の工種、数量に応じて契約で定めた単価を支払う。

（委員）

業者指定理由書によると、電気設備工事を施工可能な38社が加盟し、加盟会社が区内全域にあることから単価契約を結んでいるということである。

工事の必要性が生じた際、具体的にはどのような手順を経て修繕されるのか。

（街路灯係長）

まず、街路灯係に連絡が入る。東京都電気工事工業組合練馬地区本部に街路灯係が指示書の発行を通じて連絡している。

連絡後は、工事組合で直近、もしくは最も早く対応してくれる事業者を選定し、施工させる。施工終了後、報告書が提出されるといった手順となっている。

（委員）

説明によると、加盟38社でエリアを分担し、均等に担当するというのではなく、技術者にゆとりのある事業者が多く担当することがあり得るということか。

（街路灯係長）

38社均等に発注することを要求しているわけではない。迅速かつ正確に対応することを目的として契約している。

（道路公園課長）

補足して説明する。加盟会社38社のうち、施工指示を受けた事業者が35社である。基本的に均等という具体的な話はしていないが、結果的にはある程度均等に担当していると確認している。

工事工業組合に指示すると対応可能な事業者がすぐ施工するため、迅速性および機動性を生かせる利点があるため、随意契約を行っている。

（委員）

契約は工事工業組合と単価契約し、当該組合から事業者適切に支払いが行われているかどうか、その点は把握しているか。

（街路灯係長）

その点については把握していない。

（委員）

了解した。

今回、街路灯修繕工事（その3）という工事が抽出されたが、「その3」とは工期が12月から3月という期間を指しているとの理解でよいか。

（事務局）

案件名のつけ方は所管課で行っているが、1年を3つの期間に分けて契約を結んでいるため、該当する案件に「その1、その2、その3」としている。

（委員）

「その1」と「その2」についても随意契約でされているのか。

（事務局）

「その1」および「その2」についても当該事業者と随意契約を結んでいる。

（委員）

他にないようであれば、この案件についても適正に執行されると結論づける。

【案件5】

練馬区立幼稚園の防犯カメラ設置等工事

（事務局）

資料2-5をお願いします。

審議案件5番、練馬区立幼稚園の防犯カメラ設置等工事である。

本件は、区立幼稚園から増設の要望があった区立幼稚園3園に設置されている防犯カメラについて、1台ずつ防犯カメラを増設した工事である。

1ページ、特命随契見積調書をご覧いただきたい。

本件は、株式会社大野無線電機と特命随意契約を行っている。

次に、抽出理由について説明する。

抽出理由は、緊急性があったのかなど随意契約となった理由が不明であるといった点である。

本件は、東京都の補助事業を活用して行った工事である。12ページに補助金の対象について記載されたFAQを添付しているため、ご覧いただきたい。

9番に記載しているが、今回、東京都の補助対象は、既存の機器やシステムの更新は対象とならず、新規に設置する場合に対象となるものである。補助条件を踏まえ、幼稚園の防犯カメラについては、既存システムを活用しつつ、カメラを増設する工事を実施することとした。

なお、防犯カメラシステムは、監視をするモニター、録画装置、防犯カメラが一体的に構成されているものである。

この点を踏まえて、3ページの業者指定理由書をご覧いただきたい。

3段落目に記載しているが、先ほど説明した補助要件を踏まえて、既存のシステムに対応した防犯カメラの取り付けができるかどうかを他の事業者にヒアリングを行ったところ、他業者では既存のシステムに対応した防犯カメラの取扱いがなく、施工する場合は既存の配線関係を含めて全て撤去し、再度システムを構築し直す必要があるということが判明し

た。

そのため、区が想定した工事方法および費用で実施するには、本件指定事業者のみが対応できるといった状況から、地方自治法施行令の167条の2第1項第2号に該当する競争入札に適さないものであると判断し、有限会社大野無線電気と特命随意契約を結んだものである。

仕様書および補助金交付要綱については、5ページから20ページに添付している。説明は以上である。

（委員）

要するに改修工事に類似した内容であり、設置事業者以外は施工困難ということか。

（事務局）

そのとおり。

（委員）

そのような事情があり、随意契約がやむを得ないということが随意契約の理由ということではどうか。

（事務局）

よい。

（委員）

本件については適正に執行されているということで結論づける。

【案件6】

練馬区立谷原小学校やわらぎ教室等改修工事

（事務局）

資料2-6をお願いします。

審議案件6番、練馬区立谷原小学校やわらぎ教室等改修工事についてである。

本件は、練馬区立谷原小学校の児童数増加による普通教室の不足に対応するため、特別支援教室であるやわらぎ教室を普通教室に改修する工事を行ったものである。

1ページ、特命随契見積調書をご覧いただきたい。

本件は株式会社日立コーポレーションと特命随意契約を行っている。

次に、抽出理由について説明する。

抽出理由は、随意契約となった理由が不明である。工事期間からしても遅らせて春休みに行った方がよいのではとの疑念が生じるという点である。

3ページ、業者指定理由書をご覧いただきたい。

2段落目に記載があるが、谷原小学校については令和6年度に児童数増加に伴うクラス

数の増加が見込まれている。しかしながら、普通教室を確保できないというような状況であった。

このあたりの経緯を具体的に説明する。谷原小学校は令和5年時点で普通教室に転用可能な部屋を含めて23学級分の普通教室があった。しかし、児童推計によると令和6年度には24教室分が必要と見込まれ、1教室が不足することから工事を行うことになった。

なお、1教室増やす際に、学校側の準備等も考慮すると年度内には工事を完了させる必要があった。そのため、普通教室化する部屋を学校側とも協議し、12月に本件で工事を行うやわらぎ教室を普通教室化することで調整できた。

仕様書や設計図の作成、事業者の下見積りなどに時間を要した。そのため、競争入札に付した場合、新年度に向けて普通教室が確保できないという懸念が生じた。

このような状況から、競争入札に付すことが適さないものであると判断して、複数事業者から見積りを聴取した上で最も安価であった株式会社日立コーポレーションと特命随意契約を結んだ。

工事内容は5ページから9ページに資料を添付している。

説明は以上である。

（委員）

この件に関して、何か質問などはあるか。

（委員）

1学級分の普通教室が不足するという予測は、一番早くていつ頃の時点で分かるのか。

（学校施設課長）

谷原小学校は、令和7年度に最終的に25学級まで増えるということ、令和6年度が24学級ということについては、令和4年度の時点で既に推計は出ていた。

（委員）

令和4年度の段階で推計が出ていたにもかかわらず、本件の工事に際して、入札をする時間的な余裕をつくり出すことは難しかったのか。

（学校施設課長）

令和4年度の時点で推計が出ていたため、令和4年度に足りなくなる教室の設計を行い、令和5年度中に工事を行うということで学校と調整を進めていた。谷原小学校は北棟と南棟に分かれているという学校特有の事情があり、南棟に教室が集約されている状況である。

この間も、学校と協議し、北校舎に教室をつくるということで調整を進めていた。しかし、例えば2学級だけ北棟に設置した場合、教室が離れることによる児童への影響、給食の運搬といった教育環境および学校運営の観点で懸念が生じた。

その懸念について、調整を進めてきたが、最終的に学校との調整がまとまり、やわらぎ教室を普通教室化する方針に決まった時期が令和5年度秋である。

（委員）

教室が不足することは把握していたが、具体的な協議に難航したという理解でよいか。もう少し早く方針が決まっていた場合、入札案件として対応できたということか。

（学校施設課長）

そういうことである。

（委員）

区内の事業者7者から見積りを取ったとあるが、この7者は実績があったところに声をかけたということか。懸念しているのは、実績があるにもかかわらず見積り依頼をしていない事業者がなかったのかという点である。その点についてはどうか。

（学校整備担当係長（建築））

普通教室化等の改修の経験のある事業者から見積りを取っている。

（委員）

了解した。

この件についても適正に執行されているというように結論づける。

【案件7】

練馬区立上石神井北小学校仮設倉庫の賃貸借

（事務局）

資料2-7をお願いします。

審議案件7番、練馬区立上石神井北小学校仮設倉庫の賃貸借である。

本件は、上石神井北小学校の改築工事において、既存体育館の解体に伴う倉庫内物品の一時保管場所を確保するため、軽量鉄骨平屋建ての仮設倉庫の借入れを行ったという案件である。

1ページ、特命随契見積調書をご覧いただきたい。

本件は郡リース株式会社と特命随意契約を行ったものである。なお、当該事業者については、上石神井北小学校の改築工事に伴う仮設校舎の賃貸借の契約相手方である。

次に、抽出理由について説明する。

抽出理由は、契約期間、履行期間からして特に緊急性が見受けられず、対象物も特段個性がないにもかかわらず、随意契約になった理由が知りたいという点である。

3ページの業者指定理由書をご覧いただきたい。

本件は既存体育倉庫の解体に伴う一時保管場所を確保する必要がある。2段落に記載しているが、仮グラウンドが580㎡と非常に狭く、教育活動に支障が出る状況となっている。そのため、今後の工事の支障にならない場所として、仮設校舎解体工事ヤード内に仮設倉庫を建設することとした。

9ページに図面を添付しているので、ご覧いただきたい。

体育倉庫建設時点での図面が、体育倉庫建設時点の図面が左側、建設後に仮設校舎解体等が終わった時点が右側の図面となっている。

右側の図面をご覧いただきたい。

本件体育倉庫建設後、赤枠で囲われている箇所について整備工事を行うという予定がある。そのため、本件建物は、赤色の箇所を除いた場所に建設をする必要があった。本件体育倉庫については、上側の図面の右側一番下、体育倉庫の右側北側に水色で表記している建物である。

左側の図面をご覧いただきたい。

学校内に体育倉庫を建設する必要があるが、今後の工事に影響しない場所は水色で表示している仮設校舎周辺の部分にしかスペースがなかったといったことで、こちらについて仮設校舎の解体のヤード内の空白部分になっている。

3ページの業者指定理由書をご覧いただきたい。

3段落目に記載があるが、仮設倉庫を解体工事ヤード内に建設するためには、仮設校舎を含めて仮設建築物の許可を取り直す必要がある。仮設校舎は賃借中であったため、本件事業者のみが仮設倉庫を建設できる唯一の事業者であったといったような経緯があり、地方自治法施行令160条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適さないものと判断して株式会社郡リースと特命随意契約を結んだものである。

説明は以上である。

（委員）

工事着工後、倉庫の必要性が判明したことから、急遽契約したという理解でよいか。

（学校施設課長）

ご指摘のとおり、設計の段階で体育倉庫に入れる物品に関して、保管場所を十分想定していなかった。

事態の把握後、様々な保管場所を検討したが、最終的に仮設ヤード内の仮設校舎と近接しており、工事に影響を及ぼさない場所に建設せざるを得なかったということである。

（委員）

当初から一時保管場所についても契約内容に含めておけば、当該事業者と契約していたものである。

この件も適正に執行されているということで結論づける。

【案件8】

練馬区光が丘四季の香小ねりっこクラブ運営業務委託に伴う準備業務の委託

（事務局）

資料2-8をお願いします。

審議案件8番、練馬区光が丘四季の香小学校ねりっこクラブ運営業務委託に伴う準備委託契約、他7件のねりっこクラブ運営業務委託に伴う準備委託契約についてである。

本件は、令和6年度から運営事業者が変更になる1校、新たにねりっこクラブを開設する7校で、令和6年度から運営する事業者に対して、開設に向けた準備作業を委託したものである。

なお、校内学童クラブの運営と学校応援団が運営している放課後ひろば事業を一体的に1事業者で運営するものをねりっこクラブと称している。

3ページ、業者指定理由書をご覧いただきたい。

本件は、光が丘四季の香小学校ねりっこクラブをライフサポート株式会社、大泉第四小学校ねりっこクラブを株式会社学研ココファン・ナーサリー、南田中小学校学童クラブをライクキッズ株式会社、豊玉南小学校ねりっこクラブを社会福祉法人ぐらんま、早宮小学校ねりっこクラブを株式会社ポピンズエデュケア、南が丘小学校ねりっこクラブを株式会社東急キッズベースキャンプ、大泉西小学校ねりっこクラブを株式会社セリオ、上石神井小学校ねりっこクラブを株式会社テnderラビングケアサービスと契約を結んでいる。

光が丘四季の香小学校ねりっこクラブから豊玉南小学校ねりっこクラブおよび上石神井小学校ねりっこクラブは、プロポーザルによる事業者選定結果に基づいて契約を締結した。

早宮小、南が丘小、大泉西小については、ねりっこクラブ開設時点で校内学童クラブの運営事業者と契約期間が残っていたため、当該事業者と特命随意契約を行った。

それぞれの詳細な業者指定理由は、添付している資料をご覧いただきたい。

次に、抽出理由について説明する。

これらの準備委託とは何か。各契約とも決して安くない金額を必要とする理由も知りたいということである。

まず、準備委託の必要性を説明する。

ねりっこクラブ事業は地域の方々による学校応援団に加え、小学校の協力を得て、実施している事業である。そのため、事業開始前には、実施する場所や動線、分担、子どもへの対応などを協議し、詳細に取り決める必要がある。

準備委託では関係者との協議、協議結果に基づく諸々のマニュアル作成、職員への周知、現場での実践などを実施し、ねりっこクラブ開始後に子どもたちが安全かつ安心に過ごせるように行っている。

具体的な準備委託の内容は、65ページにA3の資料「令和5年度ねりっこクラブ運営業務委託に伴う準備委託について」を基に説明する。

準備委託の内容は主に大きく四つに分かれている。資料の下側に各4区分の内容を記載しているため、ご覧いただきたい。

中央の区分1は、現在、校内学童クラブがない学校に学童クラブを新設し、ねりっこクラブを開設するという例を記載している。

この例では、本来の学童クラブを新規に立上げること、および、ひろばを運営している学校応援団から業務引継ぎを行う必要がある。そのため、開設準備として研修受講、育成室の準備、書類整備などを行う。学童クラブ事業の引継ぎとして、近隣の学童クラブからの事業運営の引継ぎ、児童との関係づくりを行う。ひろば事業の引継ぎとして、ひろば事業の運用を担っている学校応援団から事業運営などの引継ぎを受けることになっている。

引継ぎ期間4か月としており、光が丘四季の香小学校、大泉第四小学校、南田中小学校が該当する。

次に、契約金額の内訳である。

学童クラブの立ち上げから行うため、準備委託期間中に配置する運営責任者・学童クラブ主任、非常勤職員の人件費を見込んで契約している。人件費以外では、開設に必要な学童用品や事務用品等の購入、職員採用に要する運営費、経費などを運営費として契約している。

人件費については、運営責任者は区職員の係長級、学童クラブ主任は主任級の給与で計算した額を上限額としている。

運営費は過去の実績から積算した額を上限としている。人件費および運営費はいずれも、事業者からの見積書の提出を受け、契約額としている。

次に、区分2について説明する。資料の該当箇所をご覧ください。

区分2は、既に校内学童クラブがある状態から、プロポーザルにより選定した事業者が学童クラブとひろば事業を一体的に運営する内容となっている。

今回は、豊玉南小学校が該当する。なお、豊玉南小学校の運営事業者は、プロポーザルにより選定され、令和5年度まで同校の学童クラブを運営していた事業者である。

準備委託は、現行の学童クラブ事業をひろば事業と一体的に運営するための開設準備、ひろば事業の引継ぎが主な項目となっており、準備委託期間は3か月としている。

既に学童クラブを運営している事業者の例では、ねりっこクラブの運営を学童クラブの運営をしている事業者が継続して行うため、人件費については現在の学童クラブ所長が運営責任者を担うため運営責任者相当の人件費が生じず、新たに配置を求める学童クラブ主任、非常勤職員の人件費のみに、運営費についてはひろば事業分と学童クラブの定員拡大分の準備経費に絞られることから、区分1よりも人件費・運営費ともに相対的に少額となっている。

次に、区分3について説明する。資料の該当箇所をご覧ください。

区分3は、校内学童クラブがある状態からねりっこクラブを開始するという案件である。学童クラブを長期継続契約している事業者がひろば事業と一体的に運営するという内容となっている。準備委託の内容としては区分2と同様であり、準備期間は3か月である。

今回は、早宮小学校、南が丘小学校、大泉西小学校が該当する。3校については事業者が既に学童クラブの運営を行っているため、運営する人員が既に配置されている。新たに配置を求める学童クラブ主任、非常勤の人件費、ひろば事業の追加による準備経費としての運営費を基に契約をしている。

南が丘小学校学童クラブが他校と比較し高い数字になっている理由であるが、現在の学童クラブ所長が運営責任者とならず、新たな運営責任者を雇用するためである。

最後に、区分4について説明する。資料の該当箇所をご覧ください。

区分4は、既にねりっこクラブの開設をしており、令和5年度までの運営事業者からプロポーザルにより選定された新たな事業者が運営するという内容である。

事業者が変更となるため、人件費は新たな運営責任者、学童クラブ主任、非常勤職員を準備期間中に配置し、現在の事業者から引継ぎを受けることを想定している。準備委託内容は区分1と同じになるが、準備期間はねりっこクラブが既にある状態のため3か月とし

ている。準備期間が短いため、人件費が抑えられる。学童運営費は、引き続き利用できるものがあるため、少額となっている。

詳細な仕様について、区分1は33ページから40ページ、区分2は41ページから47ページ、区分3は49ページから56ページ、区分4は57ページから63ページに代表例としての仕様書を添付しているため、ご確認いただきたい。

説明は以上である。

（委員）

8つの学校ですべて異なる事業者だが、事業者選定の過程はどのようになっているのか。

（放課後対策第二係長）

事業者はプロポーザルで選定している。そのため、評定点が高かった事業者が選ばれており、結果的にすべて異なる事業者が選定される結果となった。

（委員）

例えば、2番目の学研が他校の案件にプロポーザルを申し込んだ例はないか。

（子育て支援課長）

事業数が多いため、個別具体的なことは回答できない。ただし、事業者によっては複数のねりっこクラブの運営を受託している。

年度ごとに、1事業者あたり新規については1校、既存校は1校を上限とした募集計画を立てており、事業者が新規に当たる際の負担を考慮して、プロポーザルでは複数校の応募はできるが、一定の条件の中で点数を比較して選定している。

（委員）

他に質問などはあるか。

（委員）

65ページの表を見る限りは、ねりっこクラブの事業運営主体の「ぐらんま」は社会福祉法人だったと思うが、それ以外は民間事業者である。

ねりっこクラブの傾向としては、民間事業者が運営の多くを占めているのか。

（放課後対策第二係長）

令和6年度時点で、ねりっこクラブは59校で実施している。一番多い7校を受託している事業者は社会福祉法人である。

4校受託している4事業者のうち、株式会社が3事業者である。

3校受託している7事業者のうち、株式会社が4事業者、3事業者が社会福祉法人、NPO等となっている。

株式会社が比較的多く受託している傾向にあると思う。

（委員）

運営主体が社会福祉法人などの非営利法人、民間事業者を問わず、仕様書に従い履行を適切に行えば、問題ないということなのか。

私の時代では、地域に密着している社会福祉法人に運営してもらう方がいいという価値観があった。担い手がない場合、民間事業者が運営するという運用はどうなのか。

（子育て支援課長）

現在、練馬区ではほぼ全校でねりっこクラブを実施している状況である。1年間に10校、7校、8校と多くの学校で実施してきた。そのため、社会福祉法人、NPO法人に絞り、事業を担える事業者を見つけることが非常に困難である。

子ども向けの事業を全国的に展開して実績がある民間事業者が増えてきたということも踏まえ、民間事業者に受託の対象を広げ、現在に至るという経過になっている。

一方、普段の委託管理などについて、巡回を増やす等の対応により手厚く支援している。

（委員）

特にならなければ、この件も適正に執行されているということで結論づける。

【案件9】

令和5年度練馬区立小中学校給食調理用備品の購入（その1）

（事務局）

資料2-9をお願いします。

審議案件9番、令和5年度練馬区立小中学校給食調理用備品の購入（その1～その4）である。

本件は、給食用の調理備品の老朽化、学級数の増加に伴う必要数の不足に対応するため、給食用調理品を購入したものである。

令和5年度練馬区立小中学校調理用備品の購入（その1）の入札結果について御説明をする。

1ページ目、公告書の項目9番入札参加条件をご覧いただきたい。

本件は、給食調理用備品の購入であることから、対象業種を「家電・カメラ・厨房機器等」として、対象業種の登録がある区内事業者AランクからCランクの事業者を対象として一般競争入札を行った。

購入内容は、2ページ「参考品一覧」をご覧いただきたい。

自動給湯器、熱風消毒保管庫など、計18品を購入している。これらの商品は、参考の型番を示しているが、事業者があらかじめ区に確認を取った上で他の製品でも納入が可能となっている。

3ページ、入札経過調書をご覧いただきたい。

入札には10者から応募があった。応募した10者のうち、泉幸工業株式会社が2,570万円、税込2,827万円、落札率●%で落札した。

次に、その2の入札経過について説明する。

6ページの公告書をご覧ください。

本件も、給食調理用備品の購入であることから、対象業種を「家電・カメラ・厨房機器等」として、対象業種の登録がある区内事業者AランクからCランクの事業者を対象として一般競争入札を行った。

なお、その1およびその2については納期限が同日のため、適切な履行を確保する観点から受注制限を設定した。

購入内容は、7ページ「参考品一覧」をご覧ください。

自動給湯機、オーブンなど、計14品を購入している。これらの製品は、先ほど同様、全て参考品として提示したため、事業者が区側にあらかじめ確認を取った上で他の製品でも納入が可能という条件に変更はない。

8ページ、入札経過調書をご覧ください。

その1の案件と同様、10者から応募があった。1者が辞退、応札した9者のうち、株式会社遠藤製作所が2,490万円、税込2,739万円、落札率●%で落札した。

続いて、その3の入札経過について説明する。

11ページ、公告書をご覧ください。

本件も、給食調理用備品の購入であることから、対象業種を「家電・カメラ・厨房機器等」として、対象業種の登録がある区内事業者AランクからCランクの事業者を対象として一般競争入札を行った。

購入内容は、12ページ「参考品一覧」をご覧ください。

回転釜など14品を購入した。先ほど同様、参考品として示し、他製品でも購入可能という条件で行っている。

13ページ、入札経過調書をご覧ください。

10者応募があり、応札した10者のうち、株式会社ケイズエンタープライズが2,000万円、税込2,200万円、落札率●%で落札した。

最後に、その4の入札経過について説明する。

16ページ、公告書をご覧ください。

本件も、給食調理用備品の購入であることから、対象業種を「家電・カメラ・厨房機器等」として、対象業種の登録がある区内事業者AランクからCランクの事業者を対象として一般競争入札を行った。

その3およびその4についても納入期日が同一であったため、適切な履行を確保する観点から受注制限を設定した。

購入内容は、17ページ「参考品一覧」をご覧ください。

老朽更新として、熱風消毒保管庫9台を購入している。先ほど同様、参考品として示し、他製品でも購入可能という条件で行っている。

18ページ、入札経過調書をご覧ください。

10者から応募があった。1者が受注制限により無効となった。応札した9者のうち株式会社泉設備は1,310万円、税込1,441万円、落札率●%で落札した。

抽出理由について説明する。

案件その1の契約者は設備工事を主力としており、他の落札案件の多くが設備工事であ

る。厨房設備機器の工事も行っているが、調理用備品の販売業務については何ら表示がない。

案件その3の契約者も清掃洗浄クリーニングを主力とする事業者である。リサイクル、通信販売事業の表示はあるにはあるが、これらの契約者が本件のような高額な給食用調理品の供給契約の相手方として適切か否かといった点が抽出の理由である。

本件は、入札参加条件として、家電、カメラ、厨房機器などに登録をしている事業者で入札を実施している。そのため、取扱いのある事業者から申込みがあったものとする。

案件その1を受注した泉幸工業株式会社は、令和3年度に熱風消毒保管庫など約2,700万円余を納入した実績がある。

案件その3を受注した有限会社ケイズエンタープライズは、令和4年度に釜、真空冷却機について約2,800万円余の納入実績がある。

これらの点から、食品調理備品の納入事業者としては問題ないものと考えている。

落札率が高いが、購入対象品からして練馬区により有利な落札率の実現してもよいと思われるが、高落札率となった経緯を知りたい。さらに、この4件は落札率がほぼ同じであり、別件であり異なる落札者であるにもかかわらず、なぜこのような結果になるのか確認したいという点についても抽出の理由である。

本件の予定価格を設定するにあたり、事業者から下見積りを取得した。下見積りの段階で、定価が定められている商品は割引がされている状態であったこと、給食用調理備品という専門的な分野であり、受注生産品が一般的であることから、事業者が低廉な価格で仕入れることが困難といった事情があり高落札率となった。同様の理由から、案件間での落札率が近似することになったと考える。

説明は以上である。

（委員）

これについて、何か質問はあるか。

（委員）

ホームページなどを見ると、落札した事業者が今回案件の契約相手方として適切かどうか疑問が生じたが、納入物品に関して、使用に支障はないということによいか。

（学校給食係長）

納入物品を職員が検査し、使用に支障がないことを確認している。

（委員）

応札事業者について調査をするのか。

（事務局）

応札事業者の調査を行うのかということについて説明する。普段の業務で利用している電子共同調達というシステムがあり、東京の都区部および市、島しょ部の一部が入っている。事業者が入札参加を希望する際は、希望業種、実績、経営状況といった書類を提出し、

登録を受ける必要がある。そのため、業種の取扱いの有無について、登録申請時点で1回審査されていることになる。

また、一般競争入札では、事業者から希望申請がなされた段階で、契約係で公告書に示している参加条件を満たしているかどうか、事業者指定登録があるのか、対象ランクの条件を満たしているか、区内事業者であるのかなどを確認した上で、指名通知を行っている。

この手続きの過程でも、登録業種および取扱いの有無を確認できていると考えている。

（委員）

落札率が総じて高めになっているが、応札の状況を見ると同じような金額で並んでいるようにも見える。予定価格が安すぎた、高すぎたということはあるか。

（学校給食係長）

本案件に当たり2事業者から下見積り取得した。
見積価格が低い金額を予定価格とした。

（委員）

下見積りの額で予定価格が決まっている。
下見積り業者は応札できるのか。

（学校給食係長）

応札できる。

（委員）

下見積り業者が2者であり、今回は落札事業者が4者のため、受注できなかった下見積り事業者があったということか。

（学校給食係長）

受注できていない下見積り事業者もいる。

（委員）

応札したが落札できなかったということか。

（学校給食係長）

そのとおり。

（委員）

特にないようであれば、この件も適正に執行されているということで結論づける。

＜報告事項＞

令和5年度後期入札・契約手続きの運用状況の報告について（資料7、8、9）

（事務局）

資料7、8、9に基づき説明

（委員）

橋梁工事の3件は、応札なしということか。

（事務局）

応札者が2者以上確保できなかった案件である。

（委員）

橋梁工事の不調は、深刻な問題だと思うが、今後の対策は考えているか。

（計画課長）

技術者不足の中、発注方法を検討している。一つの橋梁修繕工事を単体で出すのではなくて他の橋と組合せながら出すといった方法で、条件を整えながら発注することを考えている。

（委員）

予定価格が上がれば応札事業者が増えるものと認識している。

報告事項について、何か質問などあるか。質問がなければ、報告事項は終了とする。

その他に何かあるか。

（事務局）

次回の開催日程だが、事務局から事前に調整して、11月22日14時から、本庁舎5階庁議室で開催の予定である。

（委員）

他にないようならば、令和6年度第1回入札監視委員会は、これにて終了する。